

令和 7 年度 八丁平湿原環境保全・再生業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度 八丁平湿原環境保全・再生業務

2 委託期間

契約締結の日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

3 業務目的

京都市市街地から北に 20 km、琵琶湖に注ぐ安曇川の源流部で、西境界の峰床山（標高一府下第 2 峰）から東、南に走る尾根と、東側の滋賀県県境稜線で囲まれた約 90 ha の谷間に位置する八丁平湿原は、近畿地方では数少ない高層湿原で、希少な植物や昆虫をはじめ多くの動植物が確認されている。

一方で、1990 年代後半からのシカによる食害、2000 年代前半のチマキザサの開花後の枯死に加え、ナラ枯れ被害等により、近年、湿原環境は急激に変化している。

そこで、本市では、平成 27 年度（2015 年度）まで継続的なモニタリング調査による植生の変化・遷移の把握と、防鹿柵の設置・管理を行ってきた。

前回の継続調査から約 10 年が経過したことを受けて、改めて植生調査等を行い、現状の湿原環境を把握するとともに、必要な対策（防鹿柵の設置等）を講じることで、持続的な湿原環境の保全・再生と、来訪者へ貴重な自然環境の価値の発信を図る。

4 業務内容

以下の(1)～(4)の業務を行う。なお、(1)及び(2)の植生調査は、前回の継続調査に携わっていた高原光氏（京都府立大学名誉教授）及び山崎理正氏（京都大学農学研究科准教授）が主体となって実施できるよう体制を構築し、本市職員との十分な協議のうえで業務を遂行すること。

(1) 湿原植生のモニタリング調査

平成 27 年度（2015 年度）に取りまとめた「八丁平植生継続調査報告書（以下「報告書」という）」を踏まえ、現状の湿原植生を調査し、湿原植生の変化を把握する。

調査は、報告書における固定プロット 6 箇所（「図 1 固定プロット位置図」のとおり）に加え、湿原中央の防鹿柵内において実施する。

また、プロットごとの植生状況及び特徴が分かる写真を撮影すること。

なお、調査結果は、湿原植生の遷移が分かるように取りまとめるとともに、希少な植物が確認された場合は報告すること。

(2) 防鹿柵の現況及び森林植生回復状況調査

八丁平湿原内（「図 2 調査範囲」のとおり）に過年度に設置されている全ての防鹿柵の位置・形状を確認し、図面に取りまとめる。

また、防鹿柵の効果検証のため、全防鹿柵から 3 箇所程度を抽出し、防鹿柵内の森林

植生（特にクリ・ミズナラ）の回復状況の調査及び写真撮影を行う。

なお、抽出する防鹿柵は、位置・形状の異なる箇所とするなど、より効果的な検証につながるものとし、実際の抽出箇所については、本市と協議のうえ決定することとする。

(3) 防鹿柵の設置案の検討及び設置

(1)の調査結果を踏まえ、湿原植生の保全を目的として新たに防鹿柵を設置すべき場所について、3箇所以上提案すること。そのうち1箇所は、来訪者が湿原植生等をより近くで観察できるよう既存のトレッキングコース上に計画することとする。

なお、提案する防鹿柵は以下のア～ウの各項目を満たすものとする。

ア 1箇所当たりの延長は250m以上とする。

イ 提案する設置箇所のうち、1箇所は設置まで行うこととする。

ウ 既存のトレッキングコース上に計画する防鹿柵は、来訪者がトレッキングコースを歩きながら、防鹿柵の内部を散策できるよう、出入口を2箇所以上設置する仕様とする。

また、防鹿柵の提案に当たっては、以下のエ～カの各項目を提示すること。

エ 提案に当たって考慮・検討した事項

オ 箇所ごとの延長・規格・設置経費（概算見積金額）

カ 本事業において設置する防鹿柵の詳細と、設置の優先順位及び理由

(4) その他の保全対策・価値発信

(1)、(2)を踏まえ、当該地の自然環境保全のために必要な対策及び価値発信に資する実現可能な内容を提案すること。

なお、提案にあたっては、将来的な来訪者の増加も見据えて、環境保全との両立を図れるよう考慮すべき事項も併せて検討すること。

また、実施する具体的な内容は、本市と協議のうえ、決定することとする。

5 貸与資料

業務の遂行に当たり、本市から受託者に提供可能な資料は次のとおり。ただし、受託者の提案に対して本市から提供可能な資料があれば、協議のうえ提供するものとする。

ア「八丁平環境調査 報告書」（昭和60年3月発行）

イ「八丁平湿原保全観測調査 報告書」（平成7年10月発行）

ウ「八丁平植生継続調査 報告書」（平成28年3月発行）

6 提出書類

(1) 事業開始時

受託者は、契約締結後速やかに次のア～イに示す資料を提出すること。

ア 業務着手届

イ 業務スケジュール

(2) 事業完了時

受託者は、業務完了後速やかに次のア～ウに示す資料を提出すること。

ア 業務完了届

イ 「4 業務内容」に係る実績報告書

ウ その他市長が必要とする書類

※電子データ1部（CD-R）と紙媒体1部（A4サイズ）を提出すること。

※電子データについては、本市に提出する前に必ずウィルス対策を行い、CD-Rのラベルに、次の項目を記載すること。

① 使用したウィルス対策ソフト名

② ウィルス定義年月日

③ チェック年月日を記載すること

7 留意事項

- (1) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法・京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、着手前に本市職員と十分に協議したうえで、その指示に従うこととし、円滑な業務遂行に努めること。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により本市の承認を得なければならない。
- (6) 本市は、(5)の承認をするときは、条件を付すことができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は本市が定めるものとする。
- (8) 本市が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。

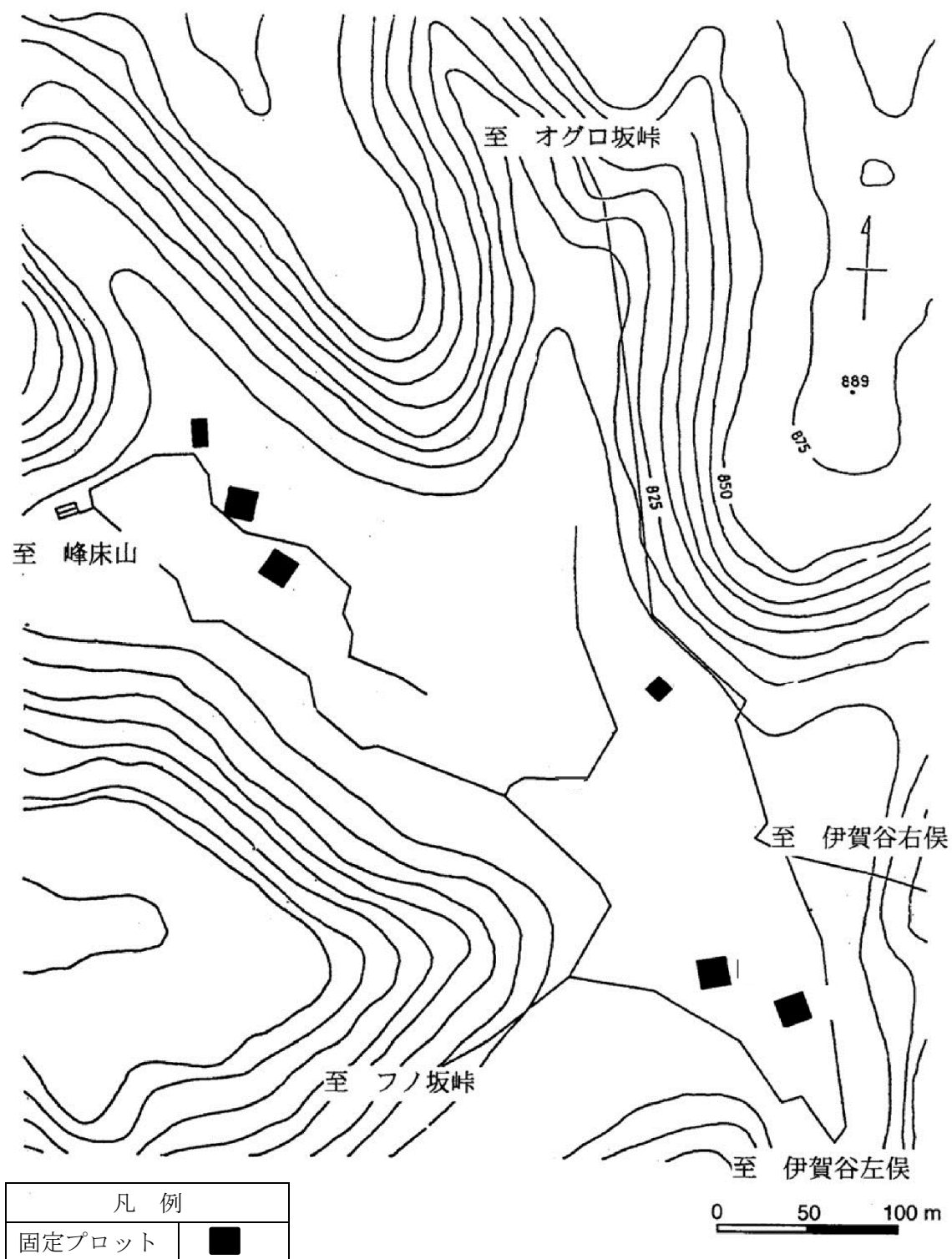


図1 固定プロット位置図

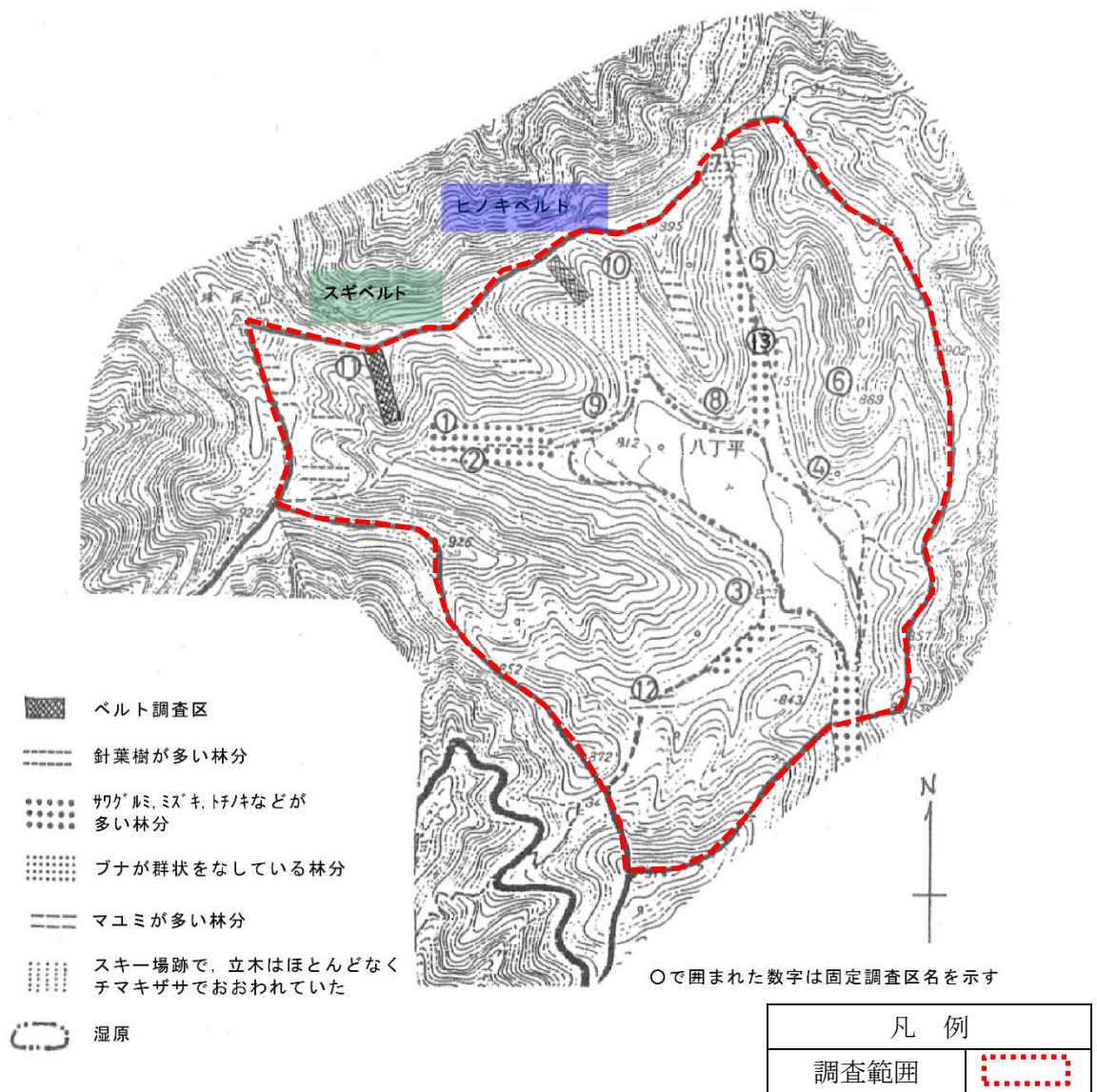


図2 調査範囲